

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第 29 回理事会（みなし） 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 定款変更（従たる事業所の住所変更）

提案：旭川事業所の住所変更 移転日 2019 年 10 月 15 日

旧) 北海道旭川市東光一条二丁目 1 番 7 号

↓

新) 北海道旭川市大町 2 条 9 丁目 7 7-4 6

<定款>

変更前	変更後
(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一条二丁目 1 番 7 号 (2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目 8 番 1 3 号 (3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目 5 番 2 3 号 (4) I T センター 愛知県名古屋市中区錦二丁目 8 番 26 号 宮井ビル 7 階 (5) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町 4 3 番地 (6) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島 1 3 番地 4 8 (7) 田川事業所 福岡県田川市新町 1 0 番 6 0 号 (8) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城 4 2 8 番地 1 (9) 福岡事業所 福岡県田川市大字川宮 1 7 1 1 番地 9 (10) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目 7 番地 1	(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市大町 2 条 9 丁目 7 7-4 6 (2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目 8 番 1 3 号 (3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目 5 番 2 3 号 (4) I T センター 愛知県名古屋市中区錦二丁目 8 番 26 号 宮井ビル 7 階 (5) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町 4 3 番地 (6) ワークセンター 京都府京都市伏見区桃山町金井戸島 1 3 番地 4 8 (7) 田川事業所 福岡県田川市新町 1 0 番 6 0 号 (8) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城 4 2 8 番地 1 (9) 福岡事業所 福岡県田川市大字川宮 1 7 1 1 番地 9 (10) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目 7 番地 1

以上

2. 一の事項の提案をした理事の氏名 代表理事 神田 豊和

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和元年 10 月 15 日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 代表理事 神田 豊和

なお、各理事の同意書及び監事の異議がない旨の書面は、別紙のとおり。

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条及び定款第 3 4 条 2 項の規定にもとづく提案について、理事全員が書面により同意の意思を表示し、各監事が異議を述べなかつたため、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が次に署名捺印する。

2019 年 10 月 15 日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

代表理事 神田 豊和 印